

日 EU 経済連携協定における 自転車関連品目の関税に関する最終合意の内容について

昨年12月に最終合意に達したと発表された日本と欧州連合(EU)の経済連携協定(EPA)について、工業製品関税に関する合意内容が平成29年12月25日に経済産業省より公表された。本協定は今後、2018年内の調印、2019年発効を目指すとしている。

まず、このEPA合意による自転車関連品目に関するEU側の関税について、下記の表のとおり抜粋した。EU側の自転車関連品目の関税は、EPA発効後、概ね即時撤廃となる。ただし、第8711項のモーターサイクル(自動二輪車)に属する、CNコード8711 60 10「連続定格出力250Wを超えない補助電動原動機付きでペダル補助付きの自転車、三輪及び四輪車」の電動アシスト自転車(EPAC/Pedelec)と、同コード8711 60 90「その他のもの」に含まれるモーター出力250Wを超えるS-Pedelecの両品目は6年目撤廃となっている。

一方、日本への自転車関連品目の輸入に関しては、EPA合意以前から日本側の関税は既に無税(0%)である。

表：EU側の自転車関連品目の関税に関する合意内容

CNコード	品目	ベースレート	譲許内容
4011 50 00	自転車に使用するゴム製の空気タイヤ(新品に限る)	4	即時撤廃
4013 20 00	自転車に使用するゴム製のインナーチューブ	4	即時撤廃
7315 11 10	自転車及びモーターサイクル用のローラーチェーン	2.7	即時撤廃
8414 20 20	サイクル用手押しポンプ	1.7	即時撤廃
8512 10 00	自転車に使用する照明または視認性シグナル装置	2.7	即時撤廃
8711 60 10	連続定格出力250Wを超えない補助電動原動機付きでペダル補助付きの自転車、三輪車及び四輪車	6	6年目撤廃
8711 60 90	その他のもの	6	6年目撤廃
8712 00	自転車及びその他のサイクル(運搬用三輪自転車含む)、ただし原動機付きのものを除く		
8712 00 30	ボールベアリング付き自転車	14	即時撤廃
8712 00 70	その他のもの	15	即時撤廃
8714	第8711～8713項の車両に関する部分品及び付属品：		
8714 91	フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品：		
8714 91 10	フレーム体	4.7	即時撤廃
8714 91 30	前ホーク	4.7	即時撤廃
8714 91 90	これらの部分品	4.7	即時撤廃

8714 92	ホイールリム及びスポーク:		
8714 92 10	リム	4.7	即時撤廃
8714 92 90	スポーク	4.7	即時撤廃
8714 93 00	ハブ(コースターブレーキハブ及びハブブレーキを除く)、及び フリーホイール	4.7	即時撤廃
8714 94	ブレーキ(コースターブレーキハブ及びハブブレーキを含む)、 及びこれらの部分品:		
8714 94 20	ブレーキ	4.7	即時撤廃
8714 94 90	これらの部分品	4.7	即時撤廃
8714 95 00	サドル	4.7	即時撤廃
8714 96	ペダル及びギヤクランク並びにこれらの部分品:		
8714 96 10	ペダル	4.7	即時撤廃
8714 96 30	ギヤクランク	4.7	即時撤廃
8714 96 90	これらの部分品	4.7	即時撤廃
8714 99	その他のもの:		
8714 99 10	ハンドルバー	4.7	即時撤廃
8714 99 30	キャリアー	4.7	即時撤廃
8714 99 50	ディレーラギヤ	4.7	即時撤廃
8714 99 90	その他の部分品	4.7	即時撤廃

以 上

出所： 平成 29 年 12 月 25 日付経済産業省資料

「別紙 1」 EU 側の工業製品関税に関する合意の詳細

「別紙 3」 我が国の工業製品関税に関する合意の詳細